

経過措置について

- 1 条例の施行（=効力発生）までに着工している事業者については、既存の状態を尊重し、正しく手続を行ったものとして取り扱ってはどうか。
- 2 他方、運転に関し事故や不都合が生じた場合の報告義務、助言・指導、改善命令等の仕組みには従ってもらうこととしてはどうか。